

(別添3)

開示請求書の記載事項等に関する判断基準（法第77条関係）

第1 開示請求書（法第77条第1項）

1 書面主義

開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、開示請求は書面を提出して行わなければならないこととしている。書面の提出は、独立行政法人等の請求を受け付ける窓口を持参して行うほか、開示請求書を送付して行うことができる。ファクシミリ及び電子メールによる提出は、本人確認が困難なことから認めていない。

2 開示請求書の記載事項

本項各号に定める事項は、開示請求書の必要的記載事項であり、これらの記載が欠けている場合には、このままでは不適法な開示請求となり法第82条第2項による不開示の決定を行うこととなるが、通常は、開示請求者に対し、欠けている事項について記載するよう法第77条第3項の補正を求めることになる。

また、各号列記はされていないが、開示請求書に当然に記載すべき事項として、開示請求先である決定権者の名称及び法に基づく開示請求であることを明らかにする記載が必要である。

なお、開示請求書の記載は日本語で行わなければならない。

(1) 「開示請求をする者の氏名及び住所又は居所」（第1号）

開示請求者の特定及び連絡先を明らかにするための事項である。

また、郵便番号、電話番号について、これらの記載がなくとも不適法な請求となるものではないが、法第77条第3項の開示請求書の補正の求め、補正の参考となる情報の提供や、以後の通知、連絡等に際して必要とされる場合があるので、記載されることが望ましい。

なお、開示請求者の押印は不要である。

(2) 「開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」（第2号）

ア 「開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」については、独立行政法人等の職員が、当該記載から開示請求者が求める保有個人情報を識別できる程度の記載があれば足り、請求された保有個人情報が特定されたものとして扱うことになる。

特定の方法については、求める保有個人情報の内容等により異なるが、個人情報ファイルや法人文書の名称、個人情報の保有に関連する事務事業の名称、

記録項目、取得（作成）時期、担当機関名等を適宜組み合わせる表示をすることになる。

イ 個別具体の開示請求事案における保有個人情報の特定は、決定権者が個別に判断することとなる。例えば、「自己の〇〇に関する情報」のように記載された開示請求については、「〇〇」という事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には、関連性の程度には種々のものが想定され、どこまでを含むかが記載からは明らかでない場合は、特定が不十分であると考えられる。また、「〇〇（独立行政法人等）の保有する自己に関する保有個人情報」のように記載された開示請求についても、保有個人情報の範囲は観念的には一応明確であるものの、一般的には、独立行政法人等の活動は多種多様であって、独立行政法人等が保有している保有個人情報の量等に照らして、本法の開示請求権制度上は、特定が不十分であると考えられる。

第2 本人確認（法第77条第2項）

個人に関する情報が、誤って他人に開示されてしまうと、本人が不測の権利利益侵害を被る場合もある。このため、本項では、開示請求を行うに当たって、開示請求者が本人であること（法定代理人又は本人の委任による代理人による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は本人の委任による代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならないこととしたものである。

施行令第21条では、本人確認に必要な書類及びその手続について、開示請求の場面を、①独立行政法人等の窓口の開示請求書を提出する場合、②独立行政法人等に送付する場合の、二つのケースを想定して、本人確認の方法について規定しているが、その考え方は、以下のとおりである。

1 独立行政法人等の窓口の開示請求書を提出する場合における本人確認の書類（施行令第21条第1項）

(1) 「開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類」（施行令第21条第1項第1号）

運転免許証等の書類は、通常、本人の申請により本人に交付され、本人が所持し

ており、社会生活上広く本人であることを証明する書類として使用されているため、施行令でも本人確認の書類としたものである。

「その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類」としては、国民健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証、児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などが考えられる。

(2) 「当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類」(施行令第21条第1項第2号)

当該開示請求をする者が、施行令第21条第1項第1号に該当する書類を保持していないなど、やむを得ない場合には、独立行政法人等が個別に本人確認書類として適切であるかを判断する必要があるため、第2号を設けたものである。

2 独立行政法人等が開示請求書を送付する場合における本人確認書類(施行令第21条第2項)

(1) 開示請求書を独立行政法人等へ送付して開示請求をする場合に、施行令第21条第1項の書類の原本を送付することは適当でないため、複写機により複写したもので足りることとする。

ただし、慎重を期すため、その者の住民票の写し(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を提出させることとする。これは、本人確認書類が複写されることによる信用力の減殺を補強する趣旨である。

(2) 当然のことながら、開示請求書、本人であることを示す書類を複写したもの及び住民票の写しのそれぞれに記載された開示請求をする者の氏名、住所又は居所は一致していなければならない。また、開示決定通知書はその住所又は居所へ送付することになる。

3 法定代理人又は本人の委任による代理人が開示請求をする場合における本人確認書類(施行令第21条第3項)

法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)が開示請求を行う場合に、開示請求をする者が開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを確認する手続について定めるものである。具体的には、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を独立行政法人等へ提示し、又は提出しなければならないこととする。

「その他その資格を証明する書類」としては、戸籍抄本、家庭裁判所の証明書(家事審判規則第12条)、登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条)がある。

なお、代理人が本人に代わって開示請求を行う場合、本項の書類とともに、当該代理人自身の本人確認書類も提出しなくてはならない。

※委任状

本人の委任による代理人の資格を証明する書類として委任状の提出を受ける場合には、その真正性を確認するために、委任者の実印を押印することとした上で印鑑登録証明書の添付を求める、又は委任者の運転免許証、個人番号カード等の本人に対し一に限り発行される書類の複写物の添付を求める。これらの措置については、法令上の義務ではなく、委任状の真正性の確認のための運用上の措置であることに留意すること。

4 開示請求をした代理人が、その資格を喪失した場合(施行令第21条第4項及び第5項)

(1) 開示請求をした代理人が、開示を受ける前に代理人としての資格を喪失した場合には、当該元代理人に保有個人情報を開示することは適当でない。このため、当該元代理人に対し、直ちに開示請求を受理した独立行政法人等(事案が移送された場合は、当該移送先)に資格喪失の事実を書面で届け出ることを義務付けたものである。

(2) 開示請求をした代理人から、その資格を喪失した旨の届出がなされたときは、当該請求は、取り下げられたものとみなすことにより、当該開示請求を処理する手続は、その時点で終了する旨を規定している。

なお、代理人が資格を喪失し、この旨の届出を行った場合には、当該開示請求のために納付した手数料の返還の要否が問題となるが、法第89条第1項は「開示請求をする者は、手数料を納めなければならない」と規定しており、開示請求をする時点での納付の義務があるものであり、返還しないこととする。

第3 開示請求書の補正(法第77条第3項)

1 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」

(1) 「形式上の不備」とは、第1項の記載事項が記載されていない場合のほか、同項第2号の保有個人情報を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る保有個人情報が特定されていない場合を含む。また、手数料を納付していない場合、開示請求書が日本語以外の言語で記載されている場合(氏名、住所等の固有名詞又は外国語表記の法人文書の名称等であって、本来外国語で記載される場合を除く。)や本人確認書類の提示等がなされない場合も「形式上の不備」に当たる。

(2) 開示請求の対象が保有個人情報に該当しない場合、開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合、開示請求に係る保有個人情報が開示請求の対象外である場合は、「形式上の不備」には当たらないものとする。開示請求の対象となる保有個人情報は、請求の本質的な内容であり、その変更は開示請求の本質を失わせるもので

あることから、補正の範囲を超えることになるためである。なお、「形式上の不備」に該当しないこれらの請求があった場合には、法第82条第2項による不開示決定を行うこととなるが、例えば、当該請求に係る保有個人情報を保有していない旨を開示請求者に教示するほか、当該保有個人情報を保有している行政機関又は他の独立行政法人等が明らかな場合には当該行政機関等を教示するなど、適切な情報提供を行うこととする。

2 「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」

(1) 「相当の期間」とは、行政手続法第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に即して独立行政法人等が判断する。

(2) 外形上明白に判断し得る不備については、行政手続法第7条の規定により、速やかに補正を求めるか、請求を拒否する決定をするかのいずれかを行わなければならないこととされている。

本法上の手続においては、本項の規定により必ずしも独立行政法人等が補正を求める義務を負うものではないが、形式上の不備の補正が可能であると認められる場合には、開示請求者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求めることとする。

(3) 本項の規定により、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合は、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行うことになる。

3 「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」

(1) 本規定は、主として、保有個人情報の特定が不十分である場合の独立行政法人等の対応について規定したものである。保有個人情報の特定は、開示請求の本質的な内容であり、開示請求者が行うものであるが、現実には、開示請求者が保有個人情報を特定することが困難な場合が容易に想定されることから、独立行政法人等に対し、参考情報を提供する努力義務を課すことにより、開示請求権制度の円滑な運用の確保を図ろうとするものである。

(2) 「補正の参考となる情報」としては、例えば、保有個人情報が記録されている個人情報ファイルや法人文書の名称、記載されている情報の概要等を教示することとする。

情報提供の方法については、個別の事案に応じて適宜の方法で行えば足り、口頭でも差支えない。